

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp> アドレスが変わりました！

福祉タイムズ



ともしび運動

4

2008 No. 677



出会いを勇気に変えて

〈写真・菊地信夫〉

「一度きりの人生、大切にして」と、母校の綾北中学校（綾瀬市）で生徒に語りかける金子寿（47歳）さん。県内の小・中・高等学校に出向き、自身の生活やバリアフリーについて体験やクイズ等を交えてわかりやすく講演し今年で19年目になる。

金子さんは、1978年、高校2年生の時に体操部の練習中に鉄棒から転落、首を骨折し「頸髄損傷」という障害を負った。医師からもう治らないと知らされたときには「死んでしまいたい」と思ったが、手も足も動かせない自分には死ぬこともできなかった。

退院してからも気分が沈んでいた金子さんは、ある時、欧米の重度障害者がヘルパーを利用して自立生活をしていると知り、その自立心の強さに衝撃を受けた。「自分も何かをしなければ」と決意し、1985年、入院中に会った仲間と「F. L. C」（障害者が保護される存在でなく、差別されることなく主体性を持って、地域で自立するための会）を創設。「共に生きる社会」をめざしてピアサポートや「車いす体験講習会」（主に小中学生を対象）などを行っている。中でもアジアやアフリカへの車いす寄贈活動は、「協力してくれる若者との出会いが、障害のある私たちにとって大きな勇気になっている」と話す。

また、金子さんの描く絵画と詩には、家族や仲間など“いつもそっと見守ってくれる心優しき人たち”（詩中から引用）への感謝のメッセージがこめられている。出会いの力はパワーとなり、活躍はつづいていく。

CONTENTS

特集

平成20年度事業計画・予算…………… 2

NEWS&TOPICS

「フツーに生きさせろ！」開催、介護職員ファーストステップ研修…………… 4

福祉施設のしごと…………… 5

でかけてみませんか…………… 6

連載

障害者が安心して暮らせるために―第1回―…………… 8

県社協のひろば

自助具ボランティア交流会…………… 10

かながわHOT情報

いじめ防止プログラム（湘南DVサポートセンター）… 12

公私協働による地域福祉推進を目指して

～平成20年度県社協事業計画・予算～

特集

去る三月二十七日に開催した評議員会において、平成二十年度の本会事業計画・予算が決定しました。平成二十年度は、社会的な課題となっている「福祉人材の確保・育成・定着」に向けた取り組みを重点事業に据える他、様々な担い手との連携・協働による福祉活動実践や、行政をはじめ、福祉施設現場や関係者が一体となった福祉コミュニティ形成の促進など、地域福祉の一層の推進に向けた事業展開を図ります。また、平成十八年度に策定した「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画」の三年次にあたり、計画の進行状況やその他の社会状況の変動などにあわせた計画の見直しをすすめます。

だれもが参加でき、ともに支え合う機会づくり

幅広い層の県民への地域福祉への意識啓発や、ボランティアや当事者等、市民活動への支援を通し、地域に暮らす一人ひとりの積極的な参加と協働によるコミュニティ形成を促進します。

「ともしび運動新行動指針」に基づき、教育関係をはじめとして関係機関・団体との協働による、県民への福祉意識の啓発・醸成と福祉教育の充実に取り組みます。ボランティア・市民活動への支援では、県民の福祉活動に対する神奈川独自の支援基金である「ともしび基金」による効果的な助成を通じ、県民が行う地域福祉活動の一層の充実にむけた支援を行います。

当事者が中心となって悩みの共有や社会との新たなつながりを模索する活動に対しては、グループづくりや相談等を通じた支援を行い、また、障害者の就労や社会参加の場である「ともしびショップ」の新たな可能性を引き出し、地域活動の拠点機能としての活用促進に取り組みます。

さらに、情報の取得や発信等にハンディのある方への支援を関係機関・団体と協働ですすめ、自立や社会参加の促進をはかるとともに、高齢者が健康で生き生きと暮らせるよう、シニア層の生きがいづくりを支援します。

生活圏域を基盤とする地域福祉の推進

設、団体・機関、民生委員・児童委員や保護司などとの連携・協働により、地域福祉の様々な課題の解決に取り組み、日常生活圏域・市町村域・広域、それぞれの圏域における地域福祉の推進を図ります。

市町村社協に対しては、地域福祉活動計画を踏まえた住民参加・協働による活動展開と、組織・運営基盤の強化に向けた専門相談支援や研修の充実、地域の状況に合わせた個別支援の取り組みを推進します。「地域福祉コーディネーター」の役割を担うコミュニティワーカーの育成に努め、市町村におけるコミュニティワークの展開への支援に取り組みます。

また、本会の広域的支援機能を経験し、本会と市町村社協との災

平成20年度新規・重点事業（一部抜粋）

- ・参加型福祉教育推進のための福祉教育への取組み
- ・県民福祉活動への助成及び各種活動資金助成情報の提供
- ・障害者の就労や社会参加・交流等の場である「ともしびショップ」への支援
- ・日常生活圏における生活課題への取り組みの推進
- ・市町村社協の組織・運営基盤の強化に向けた支援
- ・権利擁護相談の実施（高齢者・障害者の権利擁護を図るための専門相談や普及啓発事業等）
- ・地域相談機関等支援事業の実施（弁護士派相談事業、アドバイザースタッフ派遣事業等）
- ・福祉施設等の経営に関する相談・助言
- ・福祉人材の確保への支援（看護師・介護職等就労促進セミナーの開催、「福祉の職場の魅力」啓発リーフレットの作成等）
- ・福祉人材現任者研修の充実
- ・県社協事業の効果などを評価する外部評価の導入に向けた検討

害協定に基づく協力関係を一層進めるとともに、災害時に備えた平常時の取り組みをすすめます。

安心して生活できるためのサービスの確保

地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの質の向上にむけて、福祉サービス利用者の権利擁護や苦情解決、福祉人材の育成等に取り組みます。

今年度はかながわ権利擁護相談センター（あしすと）が発足十年を迎え、県域の二次相談機関としての役割を一層推進するため、専門相談機能の発揮や市町村の相談機関等の支援事業の実施により権利擁護事業の着実な推進を図ります。「運営適正化委員会」においては、福祉サービス利用者等からの苦情の適切な解決を図るとともに、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営の確保に努めます。

社会福祉施設経営法人等が質の高いサービスを提供できるよう、特に経営に関する専門的・個別的な相談への対応強化や研修等の充

実に努めるとともに、自己評価活動への支援を行います。

喫緊の課題である福祉人材の確保、育成、定着に向け、看護師・介護職等就労促進セミナーの開催や、魅力ある職場づくりにむけた運営支援、従事者のキャリアアップにむけた資格取得促進研修や階層別研修の実施など福祉職場における計画的な人材育成の取り組みを支援します。

さらに、生活福祉資金等による経済的自立への支援や日常生活の自立支援にむけた福祉用具等の利用支援を行います。

神奈川県社協の経営体制及び財政基盤の強化

計画事業の着実な遂行にむけて、経営基盤、執行体制、経営の透明性の確保等、本会の経営体制及び財政基盤の強化に取り組みます。

事業評価システムを推進し、効果的かつ効果的な事業展開を図るよう努めます。

（企画調整・情報提供担当）

平成20年度総合資金収支予算書（単位：千円）

会 計 単 位	本年度予算額	前年度予算額	増 減
一般会計	9,487,701	9,795,974	△308,273
公益事業特別会計	86,968	94,087	△7,119
収益事業特別会計（事業収支）	31,012	29,585	1,427
生活福祉資金特別会計	633,620	634,620	△1,000
県単生活福祉資金特別会計	15,464	18,034	△2,570
生活福祉資金貸付事務費特別会計	106,696	98,886	7,810
離職者支援資金特別会計	671,157	671,257	△100
要保護世帯向長期生活支援資金特別会計	108,912	108,912	0
合 計	11,141,530	11,451,355	△309,825

わかちあいの大切さ〜雨宮処 凜と女の子たちの「フツーに 生きさせろ!」開催

戸塚区社協の複合型福祉啓発事業『とつか福祉Week』の一環として、「居場所がない」「人との関係が苦しい」と悩む女性に向け、去る三月二日(日)、男女参画センター横浜で標記フォーラムが開催されました。

作家でプレカリアート(生活も職も心も不安定さにさらされる人々)の問題にも取り組む雨宮処凛(かりん)さんは、「女性の生きづらさはわかりにくく、声をあげられずに自滅することも多い。それを断ち切るために声を出す場が必要」と力強く話しました。

日本アノレキシア(拒食症)・ブリア(過食症)協会「NABA」代表の鶴田桃エさんは、「女性は陰湿だと思ひ込み、同性との関係



がうまくいかず、過剰に同意してしまふ自分が嫌だった。でも同じような悩みを持つ信頼

できる仲間との時間を重ね、「私はそう思わない」と言えるようになった」と語りました。

「ダルク女性ハウス」(アルコール・薬物依存に苦しみ、やめたいと願う女性たちの共同住居)代表の上岡陽江さんは、「貧困はわかりやすいが依存症は見えにくい存在。『普通』への思ひ込みをやめよう」と呼びかけました。

会場との質疑応答では、子どもの行動で悩みを持つ親から相談が寄せられ、「子どもは両親に幸せであってほしいと願っている。ぜひ相談をして」とのアドバイスがありました。

フォーラムの最後には、ゲストと会場の参加者全員で自分の気持ちを話すわかちあいが行われました。自助グループが「対等で安全な場所であることを皆で確認し、幕を閉じました。

◇当日のゲストトークは、「オールニートニッポン」で聴く事ができます。

(<http://www.allnetnippon.jp/>)

◇自助グループの情報や相談は男女共同参画センター横浜(☎045-186215052)や、本会ボランティアセンター(☎045-3121121)まで

県内初!介護職員ファースト ステップ研修〜県介護福祉士 会が試行

介護サービス従事者のうち、実務経験三年目程度の介護福祉士を対象に、初任者等の指導係や小規模チームのリーダー(ユニットリーダー、サービス提供責任者等)として任用することを期待できるレベルの職員を養成することをねらいとする、介護福祉士の現任研修「ファーストステップ研修」が本年一月から三月にかけて、県介護福祉士会により全国社会福祉協議会の試行事業として、県内で初めて実施されました。

ファーストステップ研修は、国が介護職員は資格要件の観点から将来的に介護福祉士を基本とすべきであり、現任者の研修についても実務経験に応じた段階的な技術向上がはかれるよう体系的な見直しを進めていく必要がある、としたことを受けて「介護サービス従事者の研修体系のあり方に関する研究会」(全国社会福祉協議会)が創設を提案した「介護職員基礎

研修及び現任者の研修体系からなる介護職員のキャリア開発支援システム」の現任研修体系の一部に位置づけるものです。

この研修は、「個別ケア」「チームケア・連携」「チームの運営管理基礎」の三領域で構成され、履修時間は二百時間を数えます。現時点では制度上の位置づけはなく、今後の検討課題とされています。

県介護福祉士会の野上薫子会長は、「介護サービス現場は厳しい人材確保難に直面しており、日常業務に追われる中で二百時間もの研修に参加することは、受講者にも受講者が所属する事業所にとっても並大抵のことではない」としながらも、「介護サービスの質を高めていくためには、介護福祉士の自己研鑽が欠かせない」として、今回の試行事業の検証をもとに、ファーストステップ研修修了者の介護保険制度上の配置基準や報酬への位置づけなど、早期の制度改正に期待を寄せています。

介護職員の量と質とが同時に求められる中、今後の国の動向が注目されます。



福祉のしごとの魅力

◆ 幅広い種類の施設を紹介
福祉施設は、高齢者、障害のある方、子どもなど、さまざまな方が利用し、その支援内容も多様です。

◆ 職場全体での工夫
顧客（利用者）満足度と従業員（福祉従事者）満足度は相互に影響しており、より良いサービスの実施に向け、働きやすい職場環境づくりに取り組む施設も増えていきます。本コーナーでは、そうした施設の工夫についてもお伝えしていきます。

連載のねらい

◆ 福祉職からのメッセージ
数多くある職場の中で、なぜ福祉の職場を選んだのか、実際に就職して今、どう感じているのか、中堅・若手職員の声を取り上げていく予定です。

◆ 労働環境面における給与の低さや体力が求められる業務内容などについては、印象的な素材ということもあって強調されることが多い一方、本紙ではこれまでさまざまな記事で、直接利用者と接する生活支援の仕事に「やりがい」「使命感」を感じている多くの福祉従事者の声を紹介してきました。

本会経営者部会・施設部会 会員数 ※平成20年2月13日現在

部会・協議会名	会員数
経営者部会	475団体
施設部会	1127施設
児童福祉施設協議会 (児童養護施設、乳児院など)	37施設
母子生活支援施設協議会	12施設
保育協議会（保育所など）	477施設
老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターなど)	283施設
障害福祉施設協議会 (身体障害者療養施設、知的障害者更生施設など)	147施設
社会就労センター協議会 (身体障害者通所授産施設、知的障害者授産施設など)	65施設
福祉医療施設協議会 (福祉医療病院)	27施設
更生福祉施設協議会 (救護施設、更生保護施設など)	15施設
地域生活施設協議会 (児童厚生施設、老人福祉センター、隣保事業施設など)	17施設
介護老人保健施設協議会	47施設

☑ みなさまのご意見・ご感想を募集しています。
kikaku@knsyk.jp までお寄せください！

第三者の眼で評価します

- ★ 福祉サービス第三者評価
高齢・障害・保育・児童・保護分野
- ★ 地域密着型サービス外部評価
- ★ 横浜市指定管理者第三者評価

※ 評価の日程等ご相談に応じます

福祉サービス第三者評価機関 しょうなん
株式会社 フィールズ

〒251-0024
藤沢市鵜沼橋1-2-4クゲマファースト3F
Tel: 0466-29-9430 Fax: 0466-29-2323
E-mail: hyouka@s-pado.co.jp

NEO!
Communication
PORTSIDE

株式会社ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町16-2
Tel. 045-776-2671(代)
Fax. 045-776-2678
<http://www.portside.co.jp>

A4フルカラー2.5円 毎分
120枚の高速フルカラー
プリンター

理想科学 オルフィス HC5500

※yahooで「株式会社八雲堂」と検索してください
理想科学 神奈川県正規代理店

株式会社八雲堂

〒235-0045
横浜市磯子区洋光台 6-20-6
TEL 045-833-5172 FAX 045-833-5149

川崎市多摩区／多摩区商店街連合会 ～多摩区子育て支援パスポート事業～

いよいよ春到来。今回は川崎市多摩区で昨年9月から行われている「子育て支援パスポート事業」について、窓口担当であり、多摩区商店街連合会副会長である横山さんにお話をうかがいました。新緑が芽生えはじめた生田緑地もご紹介します！

今月は ⇒ NPO法人ままとんきっず がお伝えします！

1993年、子育て中のおかあさんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっず」を発行。以後、子育てに関するメール相談、地域の親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。2006年「第19回神奈川県地域社会事業賞」を受賞。情報誌・単行本の発行物は30冊を数え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊は「ままとんきっず16号 幼稚園・保育園特集2007～08年度版」。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43
TEL/FAX: 044-945-8662

子育てを応援するパスポート

子育て支援パスポート事業は、子どもがいる家庭のお父さんお母さんにゆとりをもって子育てを楽しんでもらいたいという思いから、多摩区と区内の商店街が協賛して始められました。

多摩区商店街連合会が発行する子育て支援パスポートを区内110店舗のステッカーが貼ってある協賛店へ持って行くと、それぞれの店のオリジナルサービスが受けられます（協賛店によってサービス内容を随時変更する場合あり）。

パスポート発行の対象は多摩区内に住んでいる18歳未満の子どもがいる家庭と妊娠中の方。多摩区役所こども総合支援担当へ母子手帳、健康保険証、住民票など、子どもの年齢がわかる書類を提示して申し込むと発行され（一部協賛店でも発行）、協賛店一覧とマップが載った利用ガイドをもらえます。



店頭に掲げられたポスターとステッカーが協賛店の目印

人対人のコミュニケーション

それでは、小田急線向ヶ丘遊園駅の南口にある横山さんの輸入雑貨店「サウサリート」へ。入口には子育て支援パスポート事業のポスターとステッカーが貼られ、「パスポートを持参したお客様は全商品1割引」とサービス内容が手書きされています。

「協賛店の中には子どもカット料金1割引の理容店、コロッケ10円引の精肉店、おすすめの歯ブラシがもらえ歯みがき指導が受けられる歯科医院などもありますよ」と横山さん。「人対人

のコミュニケーションをとれるのが個人商店ならではのポイント。声がけを大切にし、少しでもあたたかい気持ちになってもらえたらと『心のバリアフリー』を心がけています」と話してくださいました。

子育て支援パスポート事業が開始されて6ヶ月。協賛店舗数もパスポート発行数も増えているとのこと。パスポートを持ってのおでかけはますます楽しくなりそうです。



輸入雑貨やアクセサリが並ぶサウサリート。子育てのあいまにホッとひと息

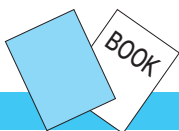
自然の中でのんびりしよう

さて、南口から約15分歩いたところにある自然林に囲まれた生田緑地には、蒸気機関車が展示されている広場やプラネタリウムのある青少年科学館があり、多くの親子連れがのんびり過ごしています。日本民家園、岡本太郎美術館、春と秋に開苑するばら苑（生田緑地東口より徒歩15分）もあり、1日では遊びきれないほどです。歩道は整備されているのでベビーカーでも大丈夫（自然遊歩道は階段が多い）。オムツ替えシートのあるトイレも備えられています。

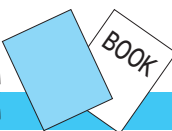
インフォメーション

多摩区子育て支援パスポート事業へのお問合せは
【多摩区役所こども総合支援担当】まで
☎044-935-3113

◆子育て中の方や障害のある方にやさしい工夫をしている商店街の情報を募集します！ご意見・ご感想はkikaku@knsyk.jpまでお寄せ下さい。



今月の福祉資料室



「福祉資料室」をご利用下さい！

◆利用時間：月～金（第3金曜日、祝日、年末年始等を除く）の9時～17時
◆問合せ：☎045-311-8865

図

書

資

料



私のおすすめの1冊

『空飛ぶ車いす』

井上夕香著

神奈川県肢体不自由児協会
理事長 山田 章弘

～「もったいない」(本の帯から紹介)～

『日本では年間3万台から5万台の車いすが使われなくなり、捨てられています。しかし、世界には車いすが高くて買えない人がたくさんいます。ものづくりの得意な日本の工業高校生たちによって修理された車いすが、多くのボランティアによってさまざまな国にとどけられています。この本は車いすを通した心温まる交流を描いた実話です』。



スウェーデンでは、補助器具センターというのがあって、無償で利用者に改造、貸し出す制度がありました。資源のない日本は、考える必要があるのではないのでしょうか。



2008年2月刊
定価1,260円(税込)
素朴社

★高齢者医療確保法 基本法令集
平成20年版(高齢者医療制度研究会、中央法規)
★社会保障の手引き 施策の概要と基礎資料(中央法規)
★中途障害者の心理と支援 視覚に障害のある人々を中心に(柏倉秀克著、久美)
★介護教育 基本テキスト 第2版(社会福祉法人サンライフ、日総研出版)
★宅老所・小規模多機能ケアのすべてがわかる 宅老所・小規模多機能ケア白書2008(宅老所・グループホーム全国ネットワーク・小規模多機能ホーム研究会・地域共生ケア研究会編、全国コミュニケーションライフサポートセンター)

★社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き(案)(社会福祉法人経営研究会編、厚生労働省社会援護局福祉基盤課)
★脊髄損傷者の社会参加マニュアル(NPO法人日本せきずい基金)
★DVを理解する 私らしくかがやくために(主婦会館)
★平成19年度 神奈川の特別支援教育資料(神奈川県教育局子ども教育支援課編、神奈川県教育委員会)
★いきいきシニアライフ 地域生活者として生きるヒント(全国社会福祉協議会全国ボランティア活動振興センター)

しせつの損害補償 プラン①。施設の業務中事故賠償補償②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設(法人)が法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合も含む)の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償金 ○訴訟費用	3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償(注1) ○クレーム対応費用 ○見舞品購入費用等	期間中 100万円
免責金額(自己負担額)	0円

◆年額保険料(掛金)

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	30,000円
51名～100名	37,000円
101名～150名	44,000円
151名～200名	51,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保険施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。

※訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記をお願いします

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して行う団体契約(個人情報取扱事業者保険)です。

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

(注1) 縮小してん補割合90%でお支払いします。

〈SJ07-11872. 2008. 2. 27作成〉

障害者が地域で生活するために

障害者自立支援法の見直しと障害者権利条約の目的

昨今、障害者福祉の関係法律は動き続けています。平成十八年四月に施行された障害者自立支援法、そして平成十九年九月に署名された障害者権利条約。障害者の「自立」に向けた国の動きに対し、県内の障害者福祉の現場では何が変わったのか。今年度の連載では、法・条約の目的を確認しながら、現状と今後整備していくべき部分を探ります。第一回目の今回は、障害者自立支援法と障害者権利条約の目的についてまとめます。

地域生活移行に向けて

自立支援法の成立と見直し

◇ねらい

平成十八年四月から施行された障害者自立支援法（以下、「支援法」）のねらいは、①障害の種別（身体・知的・精神）にかかわらず共通の福祉サービスを受けられること、②一般就労をめざした事業を創設し、働く意欲と能力がある障害者を支援すること、③サービスを提供する市町村が学校の空き教室など地域の状況に合わせて

担となり、利用しづらくなったことや、事業者への報酬が利用した日数で計算されることになったことで収入が大きく減り、経営に支障

が出て十分な職員が確保できない状況になったりしたこと、サービス提供現場や利用者から見直しを求める声が強くなりました。

国も緊急措置として利用者の負担額の上限を下げるなど、さまざまな対策を行っていますが、障害者が地域で生活するための所得をどう保障するか、施設入所者が地域で生活するための環境をどう整えていくかなど、依然として多くの問題が叫ばれています。

支援法は、平成二十年度までの見直しをふまえ、平成二十一年度から第二期が始まります。今年度は制度全般についての見直しがされるとの国の方向が示されており、より一層、現場の意見を発信していく必要があるといえます。

社会に当たり前に参加するために

障害者権利条約の目的

◇ねらい

障害者権利条約（以下、「権利条

日中活動と住まいの組み合わせ（全社協パンフレットから抜粋）

日中活動の場

- 療養介護
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）



事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

約」は、平成十八年十二月、支援法の施行と同時期に国連で採択されました。完成までには日本を含む世界各国の障害者NGOが積極的に参画し、日本の障害当事者からも高い評価を受けています。権利条約は、健常者に当たり前に保障されている権利を障害者に

子どもの人権を守る のは、大人の責任

財団法人 人権教育
啓発推進センター
渡邊 千尋



私たちが、「暴力から子どもを守る」というとき、どうしても見ず知らずの人からの暴力を想像しがちですが、子どもたちが体験する暴力のほとんどは、身近にいる人からのものです。つまり、そこに誰かが介入しなければ、簡単には暴力から逃れられない状況の中にいるということです。

私は長年、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者支援に携わってきました。その中で強く感じるのは、家庭内で暴力を目撃した子どもたちの精神的ダメージは、周囲の大人が考えているよりも、はるかに深刻だということです。それでも、子どもたちはみな親を愛しています。

子どもにとって生活の基盤は家庭にあります。その家庭の中で恒常的に暴力が起きていたら、愛する家族が他の家族から傷つけられていたら、子どもの成長に欠かせない愛情や安心感を与えられないばかりか、人間に対する信頼感を育むことはできません。子どもたちに暴力を見せていることが、いかに悪影響を及ぼすことなのか、大人はしっかりと自覚する必要があると思います。身近にいる大人ができることはたくさんあります。もしもDVや虐待を見つけたら、決してそれを見過ごさず、できるだけ早く専門家につないでほしいと思います。

も保障するものです。障害者が自由に生活すること、社会に当たり前に参加できること、のふたつを約束しています。

このため、権利条約は「合理的配慮」という考え方を取り入れています。これは、障害者のある人の平等を実現するには、あらゆる面で特別な措置が必要だということです。

例えば、条約では、障害者であることを理由で雇用しないという差別を禁止しています。同時に、「合理的配慮」を行うことで、障害者が仕事ができる環境をつくる

こと（段差を無くす、手話を使える環境を用意する等）を義務づけているのです。

◇条約の内容

全五十条から成る権利条約の内容はとても具体的です。例えば、九条「アクセシビリティ（利用しやすさ）」では建物・道路、交通機関の障害物を除き障害者が移動しやすくすることを定めていたり、二十七条「労働および雇用」では他の人と平等に労働できることが義務づけられていたり、それが障害に基づく差別を禁止しています。

先ほど述べた合理的配慮を行わないことを差別としたことや、新しい考え方として手話が言語だと確認されたことなども、権利条約は画期的だと言われる理由のひとつです。

このように具体的な条約の批准（条約を遵守し、これに自国が拘束されることを相手国または各国に示す行為。条約の締結手続はこれで完了）をするためには、現在の国内法では難しいといわれています。そのため、支援法の見直しをはじめとして障害年金や法定雇用率などの充実が早急に求められ

ています。

◇ ◇ ◇

今回は、障害者の「自立」生活に向けて、県内の障害者福祉サービスク関係者の座談会を行い、本連載の視点を明確にしていきます。

▼参考資料・文献

・「DPIわれら自身の声」22号、23号
・「さぽーと」612号



県社協 の ひろば

神奈川・東京の自助具ボランティアが交流

去る三月十五日（土）にかながわ県民センターで行われた「市民活動フェア2008」において、本会では「自助具製作ボランティア交流会」を開催し、神奈川と東京で活動している自助具ボランティアや関係者約三十名が集まり、情報交換や交流を行いました。

前半は、「いたばし自助具工房とんかち」、「品川自助具の部屋」そして本会「かながわ自助具工房」により活動報告が行われました。

どのグループも、その人に合った使いやすい自助具を提供したいという共通の思いがあり、それぞれの技術を活かして積極的に活動を行っている様子が語られました。

しかし、関東圏の自助具ボラン

ティアグル

ープの数が

少ないこと

から、もつ

と仲間を増

やしてい



足で絵を描くための自助具を紹介

たいとの希望や、自助具の効果的な広報の仕方、自助具を提供した後のフォローアップの必要性などの課題が挙げられました。

後半は、横浜YMC A学院作業療法科三年生三名が、本会自助具工房の協力のもと製作したオリジナル自助具の発表を行いました。

片手でお茶を注ぐ際に急須のふたを押さえる自助具、洗濯ばさみを利用し閉じたまま保持出来るリリーチャー（手が届かないところのものを引き寄せる道具）、片手でファスナーを留めるための自助具とそれぞれが工夫を凝らしてお

り、参加者からは「柔軟でユニークな発想が素晴らしい」と感嘆の声が上がりました。将来は自助具に関わる専門職として活躍が期待されます。

終了後のアンケートでは、ひきつづきこのような場で交流を続けていきたいという声が多数寄せられました。

今後は作業療法士などの専門職とも連携しながら、ボランティアの方々がさらに技術を高め、活動の場を広げていけるよう支援していきたいと考えています。

（ともしび運動推進担当）

役員会の動き

◇理事会Ⅱ平成二十年三月十八日（火） ①副会長の選任、②各種委員会委員の選任、③県社協事務局職員就業規程の一部を改正する規程（案）、④平成十九年度一般会計補正予算（案）、⑤平成二十年度県社協委員会費（案）、⑥平成二十年度県社協事業計画並びに収入支出予算（案）

「自助具って何？2」を発行しました！

自助具の製作に携わる方向けの内容が盛りだくさんです！

〈主な内容〉

- 便利な道具を手に入れるために（作業療法士より）
- かながわ自助具工房製作事例
- ボランティアとしての心構えや必要な工具
- 全国の自助具ボランティアグループ一覧

※ご希望の方は直接来所されるか、送料として140円切手をお送り下さい。

〈送付先および問合せ〉

〒221-0835

横浜市内神奈川区鶴屋町2-24-2

神奈川県社会福祉協議会ともしび運動推進担当（☎045-312-1121（代））



かながわ高齢者福祉研究大会参加者募集!

高齢者福祉サービスに携わる人々が知恵や工夫を活かした実践の成果等を発表し、ともに学びあい、サービスの質の向上をめざします。一般の方の参加もお待ちしております。

◇内容Ⅱ研究発表、高齢者福祉施設・介護保険事業所の紹介・就職相談、テーマ別講演会、介護用品・福祉機器等展示コーナー

◇日時Ⅱ平成20年6月27日(金) 9時30分～17時

◇場所Ⅱパシフィコ横浜 会議センター(みなり駅より徒歩3分)

◇定員Ⅱ二千名(事前申込)

◇対象Ⅱ①高齢者福祉施設・介護保険事業所等職員、②高齢者福祉施設等の利用者、家族等、③その他関心のある方、④介護福祉士養成校等の学生および教育関係者

◇参加費Ⅱ①五千円、②・③千円、④の学生は無料

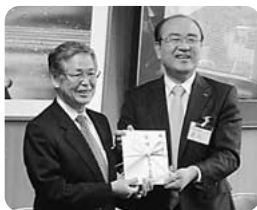
◇問合せⅡ本会地域福祉部 社会福祉施設・団体担当

TEL 045-311-1424
FAX 045-314-3472
Eメール koufuku@knsyk.jp

寄付金品ありがとうございました

【一般寄付金】▽上智大学総合人間科学部社会福祉学科▽ネットトヨタ神奈川(株)▽協隆志【交通遺児援護基金】▽横浜ビルシステム(株)【指定寄託金】▽神奈川県民共済生活協同組合【ともしび基金】▽医療法人城見会▽外語付属短期大学付属高等学校▽県教職員組合▽県庁舎管理課▽済生会若草病院▽社全日本不動産協会神奈川県本部▽社不動産保障協会神奈川県本部▽日本郵政公社労働組合神奈川県連絡協議会▽FUJI相模大野店・天神橋店▽平成19年度民間社会福祉事業従事者海外研修▽みどり養護学校1▽13期同期会▽紅葉ヶ丘・横須賀・京浜地区各職業能力開発推進協議会▽横須賀・紅葉ヶ丘高専職業技術校▽片桐修(計 五、六二三、一〇二円)

【寄付物品】▽神奈川県鎌倉保健福祉事務所▽神奈川県定年問題研究会▽ともしび製品展示コーナー▽OB会▽横浜公共職業安定所雇用保険適用課▽横浜市立六つ川小学校▽原田三郎(敬称略)



去る3月27日、ネットトヨタ神奈川(株)からご寄付いただき、卯尾仁社長より本会林会長に目録が贈呈されました

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 桑江 郁男(☎045-402-4433)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 谷 口 嘉 弘

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)441-1527

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/



みんなで立ち向かう勇気を いじめ防止プログラム

湘南DVサポートセンター(藤沢市)

平成十八年度の小・中学校、高校、特殊教育諸学校でのいじめの件数(認知件数)は十二万件を超え、神奈川県では約五、八〇〇件に上ります(文部科学省調べ)。

湘南DVサポートセンター(以下、「センター」では、ドメスティック・バイオレンスや虐待などの被害を受けた女性や子どもへの支援のほか、十代の子どもの向けにいじめやデイトリング・バイオレンス(恋愛関係間に発生する暴力)等の防止プログラムを開発し、小・中学校や高校、大学で暴力防止教育を行っています。

藤沢市の公立中学校での実績

二〇〇六年秋、センターの暴力防止プログラムを知った藤沢市立村岡中学校で、初の長期にわたるいじめ防止プログラムが実施されました。センターの職員を講師に迎え、いじめを許さない校風をつくろうと、

全校での講演会や全学級四回ずつのワークショップ(参加体験型の学びの場)を行い、その後有志の生徒で「スクールバディ」(生徒の相談相手やいじめを防ぐ企画等を考える役割)の活動が始まりました。今では一割の生徒がスクールバディに参加し、生徒同士による支えあいのシステムが根付き始めています。

新たなプログラムの担い手づくり

村岡中学校での取り組みは新聞等で紹介され、大きな反響がありました。県もその効果に着目し、今年の一月から「かながわコミュニケーションカレッジ」でプログラムの指導者養成講座を開催しています。



会話のみで相手と同じ積木を作るプログラム。「伝える」難しさ、「思いこみ」を体験

全十四回のカリキュラムでは、子どもたちに暴力によらないコミュニケーション

ン方法を学んでもらうため、ワークショップの知識や手法を体験的に学びます。

元教師で、「いじめを無くしたい」という強い思いで参加したという受講者は、「さつそく学んだ知識を活かしてプログラムを作成し、実践に向けて準備しています」と話し、他の受講者も「いじめについて学べる場があるということ伝えたい」と、それぞれに学びを持ち帰っています。

広がるいじめ防止の輪

現在、いじめ防止プログラムは村岡中学校以外の二つの中学校でも実施されています。

「いじめは無くせません。子どもたちが自分を大切に、傍観者にならず主体的に行動できるように今後もサポートしていきたい」とセンター代表の瀧田信之さん。センターや学校、新たな担い手たちの強い意志のもと、いじめ防止の輪は着実に広がっています。

湘南DVサポートセンター
藤沢市辻堂太平台2-12-13-102
TEL 090-1443-0118
http://www.kodomo-support.org

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL 03(3449)1771/FAX 03(3449)1772
URL: www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



K 保育園 (横浜市)



新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください